

聖徳太子 磯長墓の墳丘・結界石および御霊屋内調査報告

陵墓調査室

はじめに

聖徳太子(厩戸皇子)の磯長墓は、大阪府南河内郡太子町太子に所在する。径52～54m、高さ約7mの円墳と見なされることが多いが、近年、二段築成で下段を多角形、上段を径35mの円形と見る見解や八角墳の可能性も指摘されている⁽¹⁾。明治時代初期まで横穴式石室が南に開口していたことが知られている。現在は石室は閉塞され、唐破風の屋根をもつ御霊屋が入口部を覆っている。

本墓に関しては、本誌第57号に平成12～15年に四次にわたって実施した「中段結界石」の保存処理に伴う事前・立会調査の報告をおこない、結界石の列立方法や墳丘の形状等についての所見等を提供してきた。

その後、i)平成17年3月には「下段結界石」の銘文調査と御霊屋内の燈籠等の現状調査、ii)同年10月には御霊屋屋根葺替その他工事に伴う棟札調査、iii)同20年1・2月には墳丘地形測量等を実施し、iv)さらに同2月には結界石据え直し工事に伴う立会調査などをおこなった。

以下、i～ivの調査の報告を中心に記すこととしたい。

(福尾正彦)

1 墳丘の調査

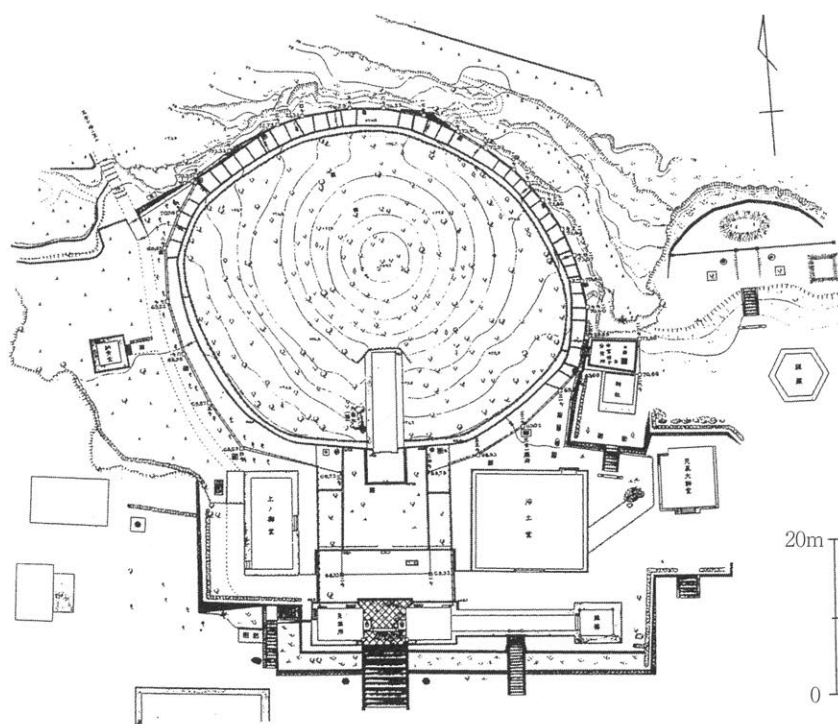
(1) 測量図の作成

これまで、本墓の測量図として陵墓地形図があったが、陵墓地形図は作成の目的が陵墓管理に資する点にあったため⁽²⁾、他の多くの地形図と同様に等高線間隔が1mとなっている(第1図)。よって、考古学的視点で詳細に墳丘構造を検討するには自ずから限界があった。そこで、今回の調査にあたり、研究的視点にも堪える新たな測量図の作成を調査目的のひとつとした。現地での測量は、トータルステーションを用いて行い、御霊屋前の境界石標3号と34号を結ぶ直線を基線とする任意の座標を設定したうえで、下段結界石に囲まれた範囲を、スケール1/100、等高線間隔25cmとして原図を作成した(第2図、付図1)。その後、平成19年に隣接地について修正を行った陵墓地形図の測量データを利用して国土座標上に位置づけた。

また、併せて御霊屋北西端に、天井石の一部が露出しており、それについても実測を行った(第10図)。

(2) 墳丘の現況

現在、墳丘は裾を2段(中段・下段)の結界石が囲繞し、下段結界石のすぐ外側は完全に舗装された周回路が廻る。そのため、下段結界石の根元がみかけの墳丘裾となっている。その他、南面には御霊屋が建てられており、築造時の姿からすると、少なからず改



第1図 磯長墓 陵墓地形図 (1/1000)

変された状態にある。また、墳丘斜面上には、現在でも一石五輪塔やその他石塔部材などが散見され、民墓として利用されていた往時の状況を垣間見ることができる。

なお、現状においては葺石や貼石のような外表施設が露出したような箇所は認められないが、先にも触れたように、御霊屋の北西端付近に石室天井石の一部が露出している。

それでは、以下に測量時の踏査結果と測量図からも読み取れる所見を中心に述べていきたい。

裾 下段境界石が立ち並ぶことにより、現状におけるみかけの墳丘裾となっている。裾における平面形は、東西に長いややいびつな楕円形を呈する。周回路の背後は、すぐに崖状に立ち上がっていることから、少なくとも墳丘裾のうち東～北～北西の範囲については、周回路より外側に墳丘が続くことはあり得ず、正円に近い形で裾が完周するとは考えられない。問題点としては、各段斜面の良好に残る等高線を見る限り、比較的精美な円弧を描くため、墳丘の平面形を考えるうえで、裾の形態がどこまで築造時の状況を反映しているかという点であろう。

みかけの裾での規模は、南北軸(石室主軸線と同じで、ほぼ墳丘最高所付近を通過する)で約 43 m を測る。また、南北軸に直交して、墳丘最高所付近を通過する東西軸で約 50 m、もっとも幅の広い箇所では約 53 m を測る。裾の高さは、南側の拝所で標高約 68.9 m、北側の周回路最高所で標高約 74.6 m を測り、比高は約 5.7 m となる。

段築 第2図・付図1に示したとおり、今回の測量で墳丘上に2段分のテラス面を確認した。これにより、墳丘は3段築成と判断できそうである。以下、各段ごとに所見を述べていきたい。

【第1段】 おおむね墳丘の南半のみで認められる。北半は後背地との関係で、どの程度まで続いたかは判断としない。平面図をみるとわかるとおり、全体的に、御霊屋を挟んで西側の残存状態が良好で、等高線も比較的精美な円弧を描く。テラス面も明瞭に確認できるが、御霊屋に近い範囲は不明瞭となる。一方、東側は等高線の出入りが激しく、円弧とは言い難い。テラス面も、御霊屋近くで辛うじて確認できるが、すぐに不明瞭となる。等高線の状態を見る限り、墳丘の流出がもっとも激しいと考えられる。

なお、特に西側においては、中段境界石の背後にも平坦面が認められるが、中段境界石の設置によって形成されたと考えられるもので、本来のテラス面とは考えがたい。中段・下段境界石は、第1段斜面を削り込むことによって設置されていると考えられよう。

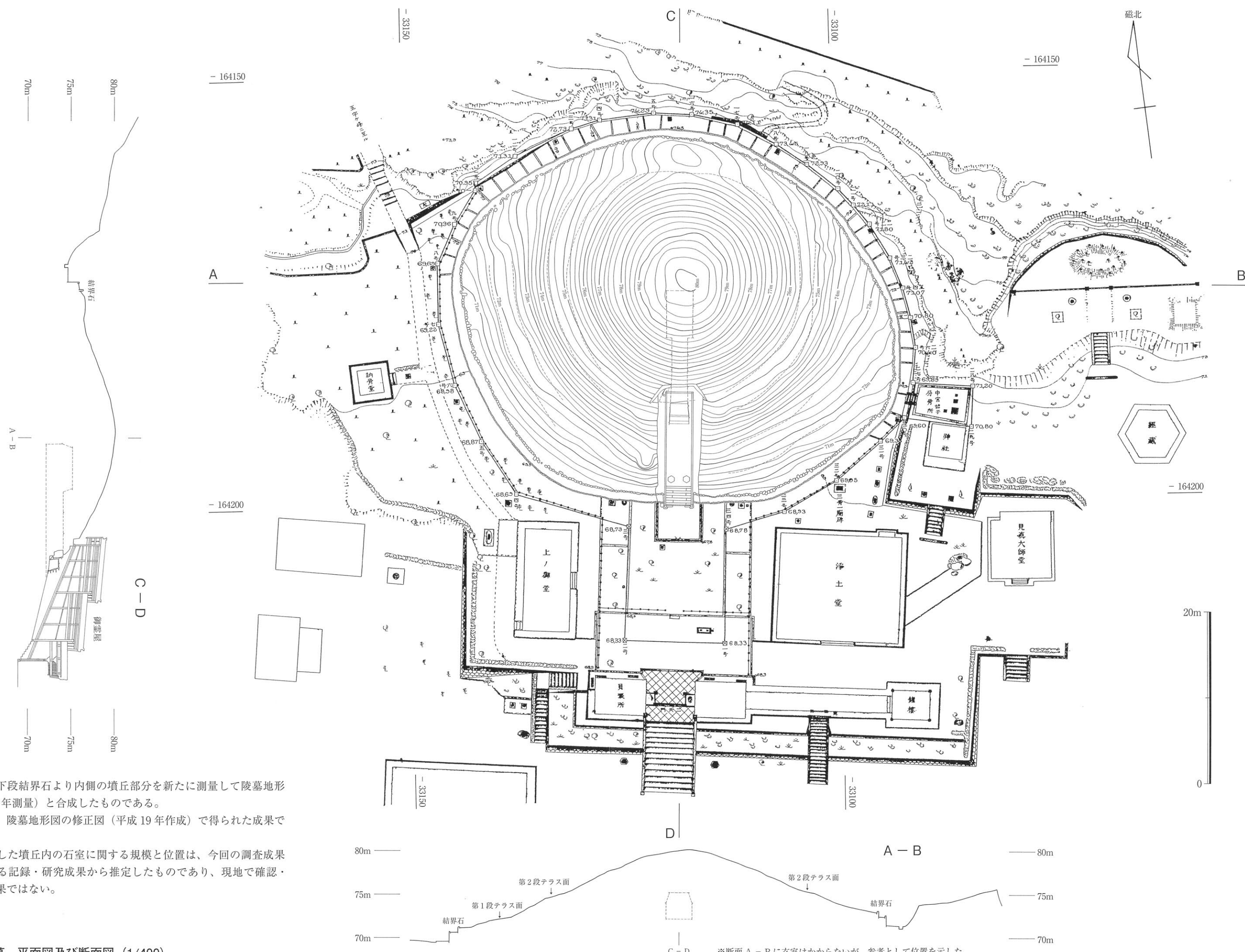
【第2段】 墳丘の北側に回り込んでいくが、完周はしない。東西径で約 33 m を測る。御霊屋を挟んで西側の残存状態が良好で精美な円弧を描く。東側は、南寄りでは比較的等高線の乱れが少なく、局部的に見ると直線的にも見えるが、全体的には緩やかな円弧を描く。ただし、第1段と同様に、北にむかって次第に等高線の出入りが激しくなる。テラス面は第1段に比べて、広い範囲で明瞭に確認できる。

【第3段】 墳頂平坦面は不明瞭であるが、等高線は非常に精美な円形を呈し、完周する。東西径で約 24 m を測る。南北径は、南に御霊屋、北に不自然な高まりがあるため計測できない。墳丘最高所は標高約 80 m であり、南側の拝所との比高は約 11 m である。また北側の周回路最高所と墳丘最高所の比高は約 5.5 m である。

概して、各段とも西側の残存状態が良好といえる。中でも第3段の等高線は極めて精美な円形を呈している点は特筆されよう。一方、第3段の北側に瘤状の高まりがあるが、この高まりは平成13年度の当庁による事前調査により後世のものであることは判明している。この高まりから東西に中段境界石に沿って等高線の屈曲が認められる。これらも後世の改変によるものと考えられる。

斜面 第1段は等高線の間隔が第2・3段と比べてやや空いており、傾斜が緩やかであることがわかる。その傾斜角は約 20° である。斜面長は、第1段が現状で約 2 m を測る。第2段が約 4.5 m で、第3段は斜面の天端が不明であるが、角度と最高所の高さから、約 12 m と考えられる。

なお、非常に良好に残る墳丘第3段斜面の傾斜角度に注目すると、北面で約 20°、東面で約 22～23°、南面で約 27～28°、西面で約 27°(第2段は約 28°)であり、地形の高い北面～東面にかけての傾斜が緩やかで、低い西面～南面の方が急になっている。この地形と墳丘斜面の対応関係が示すところは、にわかには明らかに



- 注1 本図は、下段結界石より内側の墳丘部分を新たに測量して陵墓地形図（大正10年測量）と合成したものである。
- 2 座標値は、陵墓地形図の修正図（平成19年作成）で得られた成果である。
- 3 破線で示した墳丘内の石室に関する規模と位置は、今回の調査成果と先学による記録・研究成果から推定したものであり、現地で確認・確定した結果ではない。

第2図 磯長墓 平面図及び断面図 (1/400)

※断面 A-B に玄室はかからないが、参考として位置を示した。

し得るものではないが、ここでは後背地形の制約を受けながらも、墳丘の平面規模や立面形態のバランスをとるために、墳丘斜面の角度を調整したものと考えておきたい。

以上の所見をまとめると、本墓は3段築成の円墳と考えることができる。ただし、裾の形態は楕円形を呈しており、これが本来の形態か否かについては、検討の余地がある。また、規模についても形態と大きく関わるため、後に検討したい。

周辺地形 第2図・付図1の墳丘断面図には、陵墓地形図に描かれている範囲で断面を起こした。断面図から明らかなおと、墳丘北側は周回路から崖状にたちあがり、墳丘と後背地の関係がよくわかる。また墳丘東側も北側ほどではないにしても西・南側より高くなっていることがわかる。本誌57号でも指摘されているとおり、北～東側が高く、西～南側が低くなる地形上に本墓は築かれている。(清喜裕二)

2 結界石の調査

結界石には中段結界石と下段結界石がある。中段結界石については、本誌第57号において保存処理の成果と併せて調査結果を報告したところであるが、今回の調査は主として下段結界石を対象としている。なお、下段結界石据え直し工事に伴う立会調査については、本来であれば後掲する立会調査報告の一部となるところであるが、本報告と密接な関係を有するため、ここに併せて掲載することとした。

(1) 結界石の現況

本墓の中腹と裾には、結界石と呼ばれる石造物が二重にめぐっている。中腹をめぐる中段結界石には弘法大師が寄進したという説³⁾などがあるものの、伝説の域を出ない。中段結界石については、平成12～15年に四次にわたり緊急保存処理を実施している。その際に掘削を伴う調査をおこない、列立方法などに関する多くの所見が得られた。その沿革等も併せて、以前報告しているので、参考に願いたい(本誌第57号)。今回は、裾部をめぐる下段結界石を中心に、説明を加えたい(第3～5図)。

下段結界石は、478基からなる。いずれも黒雲母花崗岩を使用している。正面形は長方形で、上端は山形を呈している。墳丘裾をめぐる巡回路により下部が埋没(本来、結界石は列立するために埋設したものであるが、後に墳丘周囲をめぐる巡回路を整備するに際し、当初の埋設部位よりも嵩上げされている。その結果として埋没したともいえる。本稿では埋設と埋没を区別できない場合は、埋没と表現することとした。)しており、背部に至るほど深く埋設されている。正面部分(南側)の埋設部分が比較的浅いものでは、現地表から高さ1.2m前後、幅0.3m前後である。後述する下段結界石据え直し工事に伴い、下部の状態を確認した結果では約0.2m埋設されている。つまり、本来の高さは1.4m前後といえよう。

個々の結界石は全体を上中下の三段に画し、上段に「^サ」の梵字1字、中段に浄土三部教、下段に施主等の名前が刻されている。「^サ」は観音の種子である。浄土三部教は、そのほとんどが6行各10字の計60字からなるが、一部例外もある(第4図5など)。その配列は、正面御霊屋の左側(西側)から願文A(No.1、以下、数字は願文Aを起点とし、時計回り方向への番号とする)、阿弥陀経(No.2～34)、観無量寿経(No.35～158)、無量寿経巻上(No.159～299)、無量寿経巻下(No.300～450)となっており、さらに観無量寿経(No.451～477)を繰り返し、願文B(No.478)が御霊屋の右側(東側)に接している。

なお、経文の内容から考えて、結界石の本来の順序とは異なる部分も認められる。

願文A(第5図12) 願文Bとともに、他の結界石に比べて一回り大きく、現状での高さ(最大)1.35m、幅0.35mを計る。3行に分け、「爲報恩菩提謹建之」、「願主撰州大坂住樋口正陳」、「享保十九年甲寅年二月廿二日」と刻されている。この銘文により、樹立の目的、願主、年月日を知ることができるが、この年月日が樹立、祈願、その他の何かを示すものなのか、明確にはしえない。

阿弥陀経 No.2～34までの33基を数える。やや前掲しているNo.21の左(西)側面上部には「阿廿」(第4図1)と刻してあり、列立の順位に対応していることが知られる。この数字は、後述の据え直し工事に伴い確認されたものと矛盾しない。

埋没しているため、三段構成の下段、つまり目的と施主の刻文を全面確認できるわけではないが、下段結

界石据え直し工事に伴う立会調査の所見を参考にすれば、いずれも「施主大阪住」、「大喜多氏」であることが推察される。一方の目的に関しては、「爲妙玄禪定尼」(No. 9)・「爲浄譽道清信士」(No.15)・「爲孤峯澄心童女」(No.24)などの銘があり、故人の供養のため樹立されたのであろう。年月日を刻したものは認められない。

なお、No.34 結界石(第5図13)には、中段に阿弥陀経の最後を示す「佛説阿弥陀經」の文字があり、下段の目的には「爲法界」とあることが注意される。

観無量寿経 No.35～158 までの124基である。先頭のNo.35(第5図14)には右端部に縦位の罫線が刻されており、他の経文に比べ、やや大きめの文字である「佛説観無量壽經」で始まる。最後のNo.158(第4図3)でも「佛説観無量壽經」とあるが、他の経文と文字の大きさに顕著な差はない。その後に観無量寿経の終わりを示す縦位の刻線が認められる。

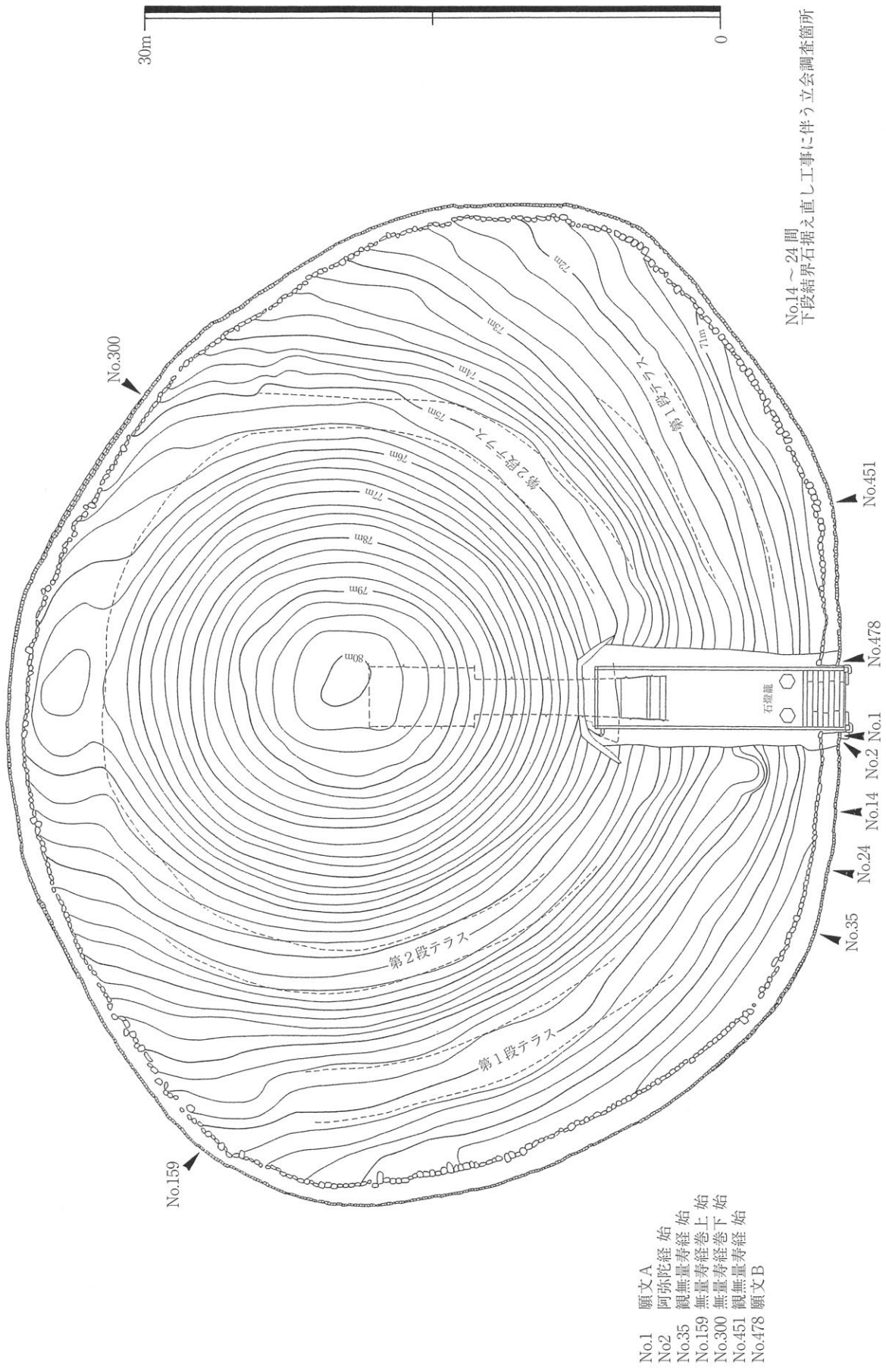
下段部の刻文も、基本的には阿弥陀経を刻した結界石と同様、三行取りで「爲[戒名]」、施主、姓からなっている。しかし、その過半数が埋没しているものがほとんどで、姓の全文を知ることができるものは認められない。また、年月日を記したものも確認できない。

無量寿経巻上 No.159～299 までの141基からなる。「佛説無量壽經」から始まる(No.159、第4図4)。最後のNo.299では、「佛説無量壽經」の文字は中段にはなく、下段に「撰州東成郡／佛説無量壽経巻上／受念寺釋周界／建^(之)□」(第4図8)と見える。

前述の阿弥陀経や観無量寿経では順位の乱れはなかったが、ここではNo.184～188間に順位の逆転が認められる。つまり、No.184-187-185-186-188の順となっているのである。このような例は、無量寿経巻上と御霊屋右(西)側の観無量寿経にも認められる。当初の列立時の誤りなのか、その後に列立した際(発掘により確認されているわけではない。明治30年代に結界石の据直し工事をおこなっており、その際や記録では確認できない時期に混

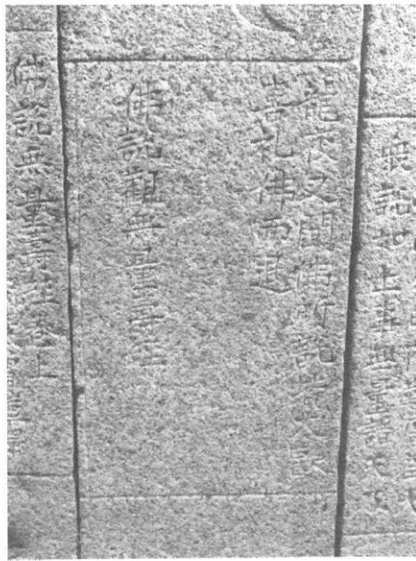
結界石 NO.	浄土三部経	銘文	西暦	備	考
1	願文	享保十九年甲寅年二月廿二日	1734		
218	無量寿経巻上	延享元甲子天七月七日	1744	無量寿経巻上(No.159～299)では、No.184～188間に順位の狂いあり	
226	無量寿経巻上	延享三丙寅年三月八日	1746		
239	無量寿経巻上	延享四丁卯年七月十二日	1747		
248	無量寿経巻上	寛延元戊辰年八月十三日	1748		
279	無量寿経巻上	寛延二己巳七月六日	1749		「年」なし
280	無量寿経巻上	寛延三庚午天九月十八日	1750		
310	無量寿経巻下	宝曆三癸酉年二月日	1753		無量寿経巻下(No.300～450)では、No.421～428間、およびNo.441～446間に順位の狂いあり
335	無量寿経巻下	元文元丙辰年(以下、埋没のため不明)	1736		
348	無量寿経巻下	宝曆四甲戌正月廿五日	1754	「年」なし	
355	無量寿経巻下	宝曆六丙子二月(以下、埋没のため不明)	1756	「年」なし	
358	無量寿経巻下	宝曆五乙亥四月立之	1755	「年」なし	
367	無量寿経巻下	宝曆七丑三月	1757	「年」なし	
369	無量寿経巻下	宝曆九卯七月	1759	「年」なし	
373	無量寿経巻下	宝曆八寅五月十有七日	1758	「年」なし	
374	無量寿経巻下	宝曆八戌寅二月日	1758	「年」なし	
376	無量寿経巻下	宝曆八戌寅年	1758		
377	無量寿経巻下	宝曆八寅二月二日	1758	「年」なし	
378	無量寿経巻下	宝曆八戌寅天□□(立之)	1758		
380	無量寿経巻下	延享三寅十月初日	1746	「年」なし	
382	無量寿経巻下	宝曆八戌寅六月朔日	1758	「年」なし	
460	観無量寿経	宝曆十二壬午年六月	1762	観無量寿経(No.451～477)では、No.474と475の順位が逆になっている	
461	観無量寿経	宝曆十二壬午年六月	1762		
478	願文	寛保三癸亥年八月	1743		

第1表 磯長墓下段結界石に見られる年号一覧



- No.1 願文A
- No.2 阿弥陀経始
- No.35 観無量寿経始
- No.159 無量寿経上始
- No.300 無量寿経下始
- No.451 観無量寿経始
- No.478 願文B

第3図 磯長墓 下段結界石等調査箇所位置図 (1/300)



No. 158

3



No. 35

No. 34

2



No. 21 (側面)

1



No. 255

7



No. 211

No. 210

6



No. 190

No. 189

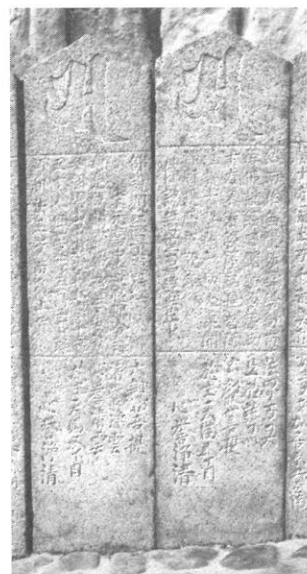
5



No. 159

No. 158

4



No. 451

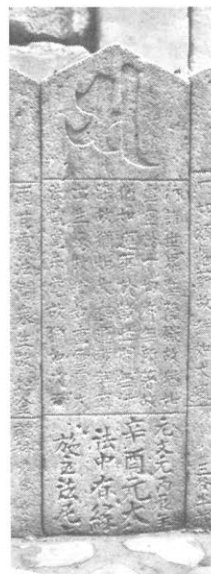
No. 450

11



No. 358

10



No. 335

9

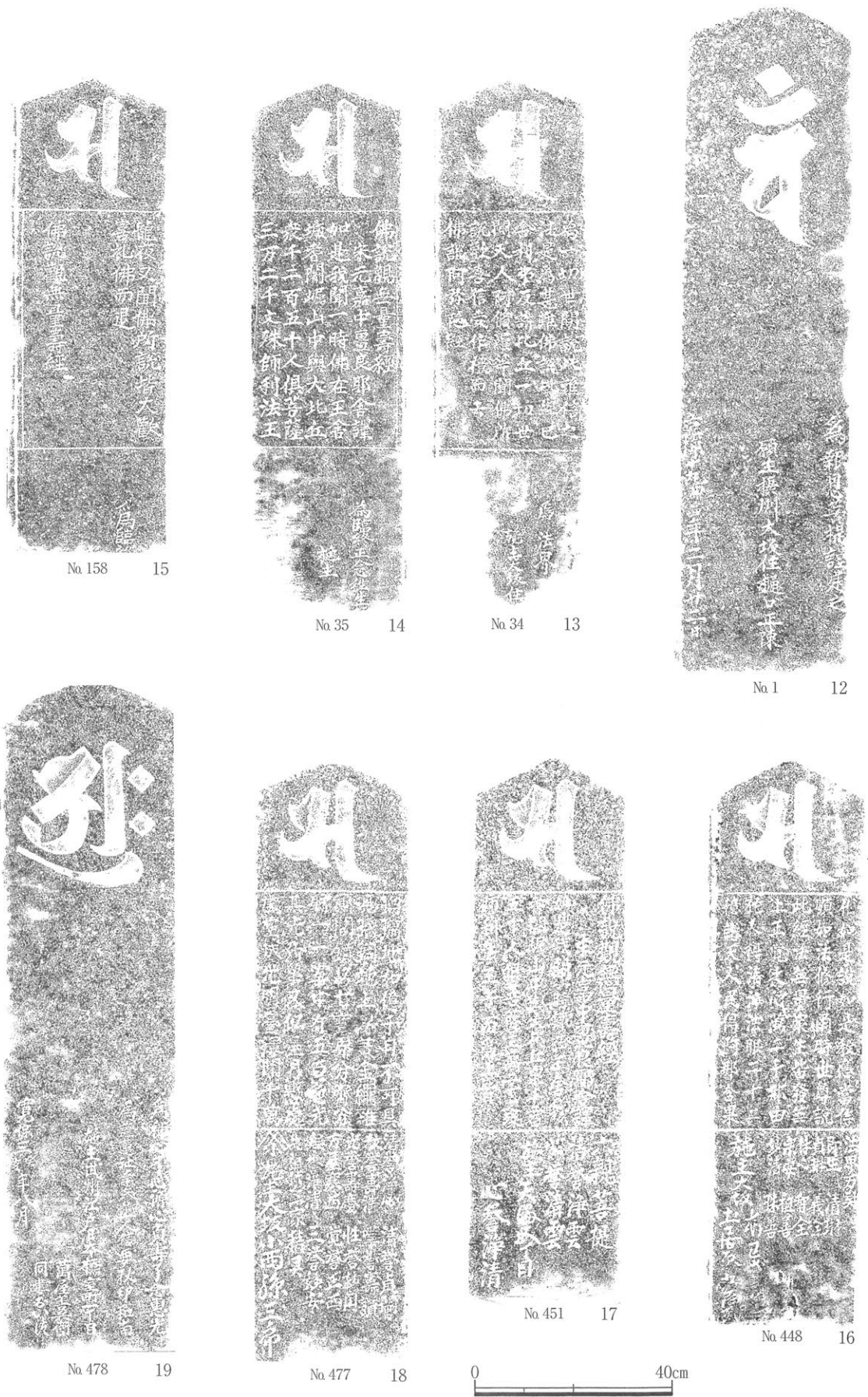


No. 300

No. 299

8

第4図 磯長墓 下段結界石の写真 (No.付数字は結界石番号)



第5図 磯長墓 下段結界石の拓影 (1/12) (No. 付数字は結界石番号)

結界石 NO.	浄土三部経	住 所	備考
199	無量寿経卷上	備後尾道土堂町	
233	無量寿経卷上	紀昴粉川	
236	無量寿経卷上	紀昴和歌山護念寺裏	
253	無量寿経卷上	勢州川俣	
309	無量寿経卷下	京建仁寺五條上ル所	
310	無量寿経卷下	江戸新材木町	
314	無量寿経卷下	江戸平尾町	
327	無量寿経卷下	京都寺町□(通カ) 本能寺前	銘の一部埋没
334	無量寿経卷下	勢州多気郡	銘の一部埋没
340	無量寿経卷下	京三條通大橋□(東カ)	銘の一部埋没
341	無量寿経卷下	京三條通大橋□(東カ)	銘の一部埋没
342	無量寿経卷下	京三條通大橋□(東カ)	銘の一部埋没
343	無量寿経卷下	京六條油小路□	銘の一部埋没
360	無量寿経卷下	江昴大津坂本	
421	無量寿経卷下	京三條通り	
423	無量寿経卷下	京三條通り	
436	無量寿経卷下	肥後求麻郡人吉	
471	観無量寿経	京三条通高倉西入所	

第2表 聖徳太子磯長墓の下段結界石に見られる施主の住所(抜粋)

していたが、No.211(第4図6)のように大振りの文字で「為報恩/永田氏」と刻してある例も認められるようになった。また、「願共諸衆生/往生安樂國」と記してあるものが、No.255(第4図7)~269まであり、他にも認められる。戒名と併せて、「釈」を冠した法名が記されることになってきたことも大きな特徴であろう。

無量寿経卷下 墳丘裾北東部に位置するNo.300から、南(南)西部にあるNo.450までの151基である。冒頭のNo.300(第4図8)に起点であることを示すような文言は認められない。経文末のNo.450(第4図11)には末尾に「佛説無量壽経卷下」とある。その後に縦位の罫線は刻されていない。No.300~343までは下段の刻文の大半が埋没しておりその内容は明らかにしえないものが多い。

経文の順位は、No.421~428間とNo.441~446間に混乱がある。つまり、前者ではNo.421-423-422-427-424-426-428となっており、後者ではNo.441-444-442-445-443-446となっている。それぞれ5基、4基に狂いが生じていることがわかる。混乱した時期や原因については明確ではない。

卷下において、年月日の記載のある例は14基を数える。経文による順位と矛盾があるものがある。No.336(第4図9)は下段結界石のなかでもっとも古い年代である「元文元」(1736)銘を有し、願文Aに記された享保19年(1734)にもっとも近い年代を示している。No.373などに見られる「宝暦八」年(1758)は6基あり、もっとも多い年代である。注目されるのは、No.358(第4図10)である。そこには、「宝暦五乙亥四月立之」とある。「立之」とおぼしき表記は、No.378にも認められるが、摩耗のため、確定はしえない。

願文Aの説明のなかで、刻された年月日が樹立、祈願、その他の何かを示すものなのか明確にはしえないと記してきたが、少なくとも、No.358では、樹立の時期を示すと理解されるのである。しかし、他の下段結界石の年代記載例のすべてが樹立の時期を表しているかどうかについては、疑問が残る。「元文元」銘のあるNo.335の存在もあり、より慎重であらねばならないだろうと考えられる。

下段に記された施主については、そのほとんどは個人を示すものであったが、「施主岸村/明尊寺」(No.442)、「施主小山村/妙樂寺」(No.445)といった寺名を記したものもある。関連する刻字として、「施主摂昴富田/永照寺/宗哲」(No.444)を指摘しておきたい。

観無量寿経 墳丘裾部のほぼ南南東に始まり、御霊屋右(東)の願文Bに接する。No.451~477までは再度、観無量寿経を繰り返すが、完結はせず、途中で終わっている。最後のNo.477は、「虚空、成光明臺。樓閣千萬、」(原文には句読点なし)の行で終わる。全体的に刻文の摩耗が著しいことが注意される。冒頭のNo.451(第4

乱したことも考えられる。)のミスなのか、は明らかにしえない。

無量寿経卷上の特徴ある表記としては、No.189(第4図5)をあげることができる。本例は6行各3~4字を刻字しており、他には認められない割付となっている。年月日の記載のある例(第1表)は延享元年(1744)から寛延3年(1750)までの6基確認できるが、その列立順位に矛盾はない。

無量寿経卷上が樹立された箇所は、墳丘北西部から背面を経て北東部に至っており(第3図)、下段の大部分が埋没している箇所も多く、銘文も全容を把握することはできない。当初は阿弥陀経や観無量寿経と同じように、「爲[戒名]」、施主、姓を表記

図 11、第 5 図 17)は墳丘裾南西部に位置する No.35 の観無量寿経と同様の構成ではない。つまり、起点を示す縦位の刻線はなく、また、6 行構成ではあるが、経文は各行 9、11、もしくは 12 文字とばらつきがある。

経文から見ると、No.474 と 475 の順位が逆となっていることが知られる。年月日を記したものは 2 基ある。いずれも「宝暦十二壬午年六月」(1762 年)であり、年代の記された結界石のなかでは、もっとも新しい年代を示している。

願文 B(第 5 図 19) 願文 A とほぼ同形同大である。銘文は 6 行に分けて、「爲禪心了心源心貞壽了念惠光／爲證蓮社幸譽上人信要秋印和尚／施主武州江戸日本橋室町一丁目／萬屋善兵衛／同妻おい波／寛保三癸亥年八月」と刻されている。つまり、目的、施主、年月が記されているである。寛保 3 年は 1743 年にあたり、願文 A に記された享保 19 年を下ること 9 年であるが、寛保 3 年より新しい年代を示す結界石の存在からして、その圍繞の竣工を示す年代とは考えがたい。

なお、結界石の施主の居住地は、大坂、河内、河内国、が圧倒的に多い。その他、堺、泉州、和州や摂州も比較的多く認められる。類例の少ない地名については第 2 表を参照されたい。(福尾)

(2) 下段結界石据え直し工事に伴う立会調査

聖徳太子墓の下段結界石は、経年により狂いが生じてきており、とくに本墓の正面にむかって左側の箇所については倒壊のおそれがあることから、下段結界石の据え直し工事をおこなうこととなった。そのため、本部職員が平成 20 年 2 月 25 日～29 日の計 4 日間、立会調査をおこなった。

据え直すこととなった下段結界石は界 3～4 号間の 11 基(No.14～24)である(第 3 図)。工事はこれらの結界石を抜き取った後に、U 字溝を設置しその中に結界石を立ててモルタルと鉄筋で固定しなおす予定であったので、掘削は U 字溝設置範囲の長さ約 3.4 m × 幅約 0.4 m × 深さ約 0.4 m の範囲でおこなった(第 6 図)。

掘削の結果、判明した基本層序は以下の通りである。なお、古墳に関連するような土層は確認されず、下段結界石は地山であるⅢ層を掘込んで設置していることが西壁で確認できた。

I 層 明黄褐色土。表土。

II a 層 暗黄褐色土。しまりなし。炭混じる。下段結界石設置時の埋土。

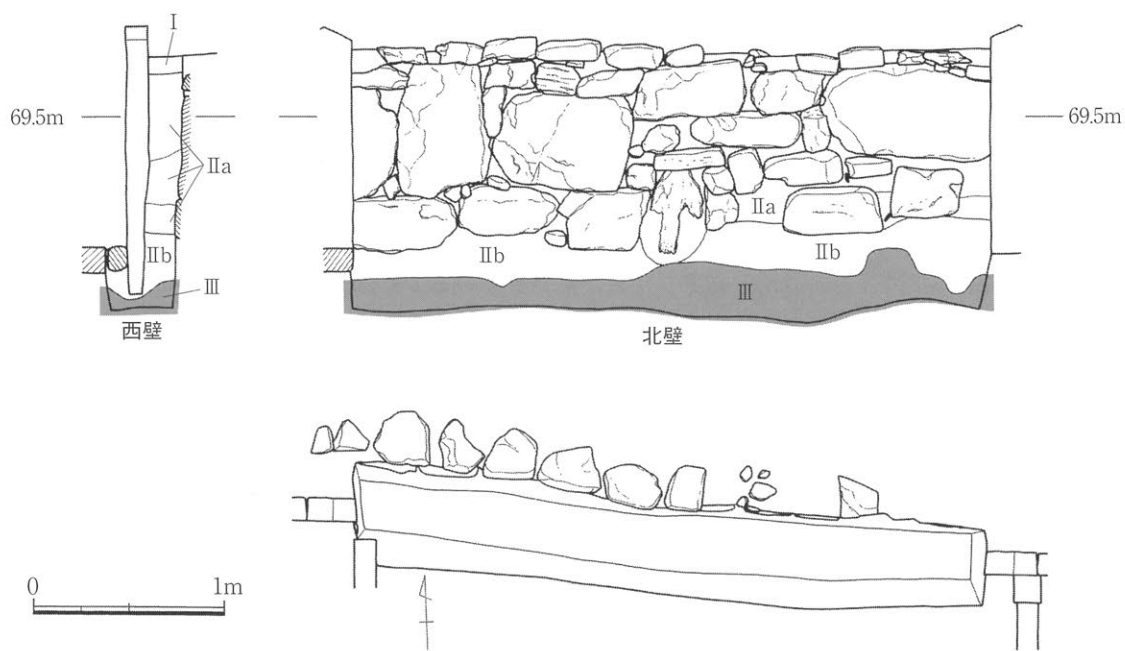
II b 層 黄灰褐色土。しまりあり。地山起源の真砂土多く含む。下段結界石設置時の埋土。

Ⅲ層 明黄褐色土。地山。

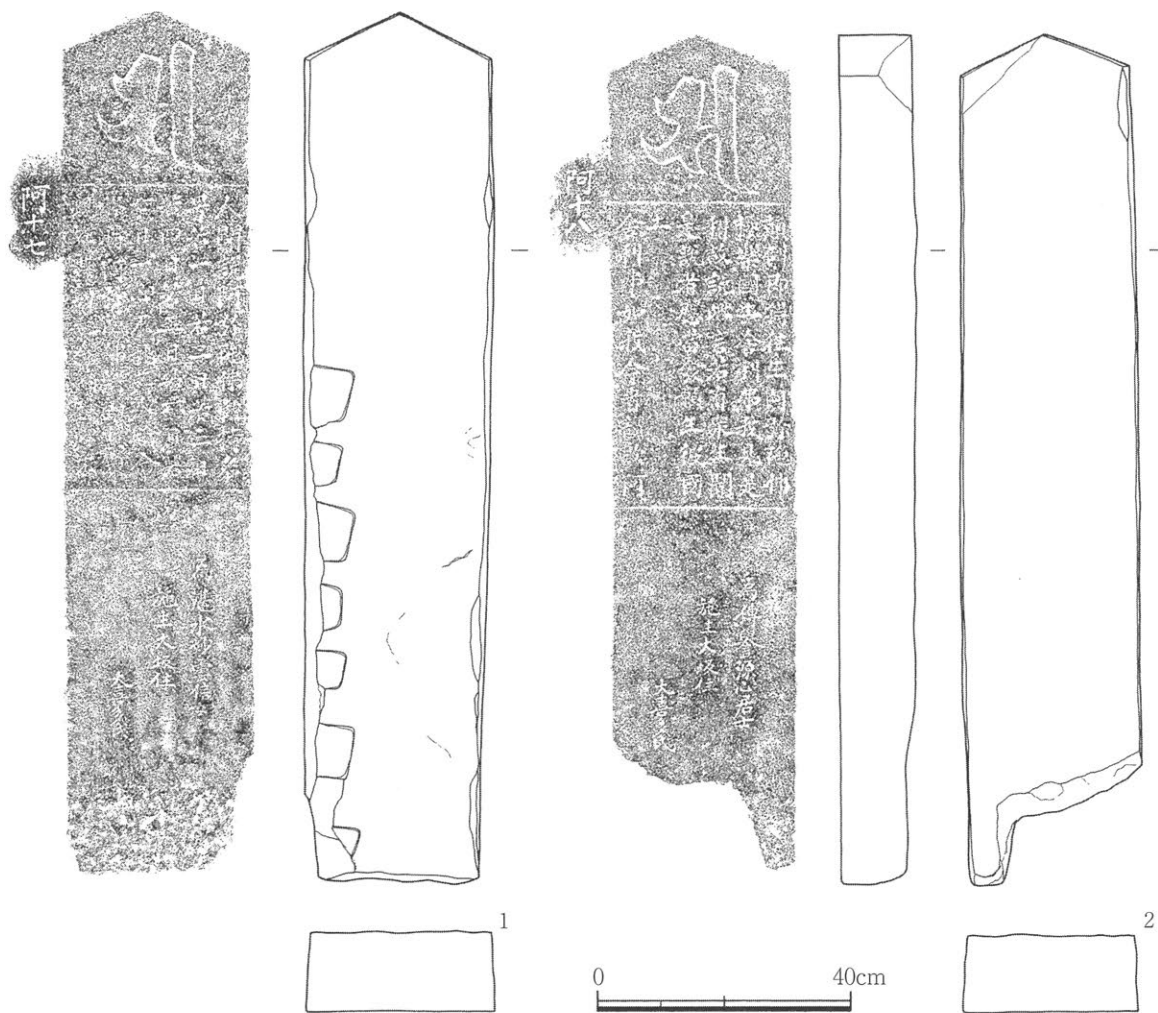
また、掘削の結果、下段結界石の背後に裏込めの石積みが確認された。これまでの調査や石材が露出していることから下段結界石の背後には裏込めの石材の存在することが推測されたが(本誌第 57 号参照)、その石材は上部のみが小さく、下部では予想外に大きなものもちいられており、石垣状に構築されたものであった。ただし、その積み方はやや雑で、御霊屋脇にある伐採されて切株のみが残存しているクスノキの大木(俗に大乘木と呼ばれている)のものと思われる根を避けるようにして積まれている箇所もある。石積みの石材については古墳の石室や葺石などの石材を転用したようなものではないようである。石種について細かいことはわからないが、花崗岩ではなかった。

この石積みは II b 層の上面に設置されており、下段結界石設置時に地山を削って整地したのちに石積みを構築したものと考えらる。この石積みの設置とほぼ同時に下段結界石が据えられており、下段結界石と石積みの隙間が埋められたようである(II a 層)。なお、II a 層、II b 層からは遺物が出土している(第 8 図)。1 は凹面に布目が残る中世の軒平瓦と思われる。2・3 は土師器の皿で、いわゆるかわらけである。4・5 は陶器で、4 は灯明皿として使われたものであろう。6 は鋳型の一部で、砥石として使われた痕跡も残っている。2～6 は、いずれも江戸時代中期ごろのものと考えられ、下段結界石の設置年代より新しくなるものではない⁽⁴⁾。

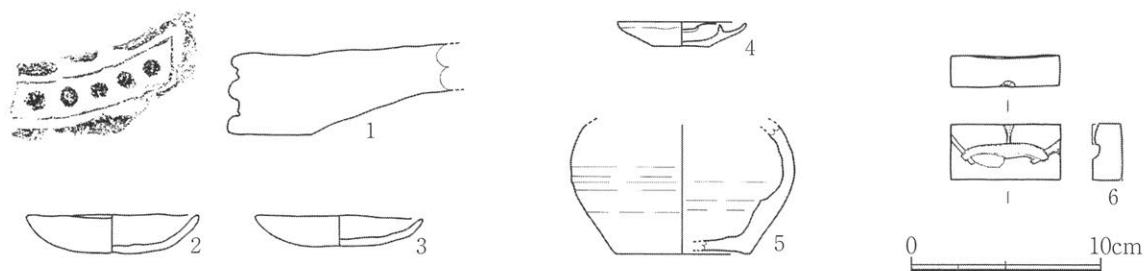
また、据え直しをおこなう間に下段結界石の 11 基中 2 基について図化作業をおこなった(第 7 図)。いずれも基本的な寸法に大きな違いはなく、高さは 135cm 前後で、土中に埋まっている部分はそのうちの約 20cm である。幅は 28cm 前後、厚さは 12cm 前後である。裏面のほうが表面積が小さくなるように加工しており、断面形状はわずかに台形状となる。うまく周回させるための細工と考えられる。1 では矢穴が確認できるが、



第6図 磯長墓 平面図・断面図 (1/40)



第7図 磯長墓 下段結界石実測図 (1/12)



第8図 磯長墓 出土品実測図 (1/4)

矢穴を確認できたのは11基中これのみである。下段境界石は製作時期がおおよそ限定されることから(1734(享保19)年以降)、矢穴の編年において定点となるかもしれない。また、2は下部が大きく欠けているが、似たようなものは11基中にはない。欠けている面は他の面と風化度合いに差はなく、おそらく製作時からこのような形状であったものと推測される。なお、11基中のすべてで、正面にむかって左側面の上方で「阿〇〇」(〇内は漢数字)と刻まれていることが確認できた。阿弥陀経を刻んだ〇〇番目の境界石という意味と考えられ、据えるときに順番を間違えないようにするための配慮であろう。なお、この「阿〇〇」と刻まれて凹んだ部分では一部で赤色顔料が確認できる。この部分だけであったのか、それとも当初は全面に赤色顔料がほどこされていたのかは不明である。

以上が調査の所見であるが、検出された石積みは工事の支障となるものではなく、工事は予定通りに施工され、石積みは埋め戻された。また、石積みの存在や過去の調査所見などから考えても、下段境界石設置時には中・下段境界石の周辺はかなり改変を受けたであろうことが推測される。

なお、調査中には太子町教育委員会の鍋島隆宏氏、池田貴則氏からご指導・ご教示を賜った。記して感謝の意を表したい。
(加藤一郎)

3 御霊屋内の調査

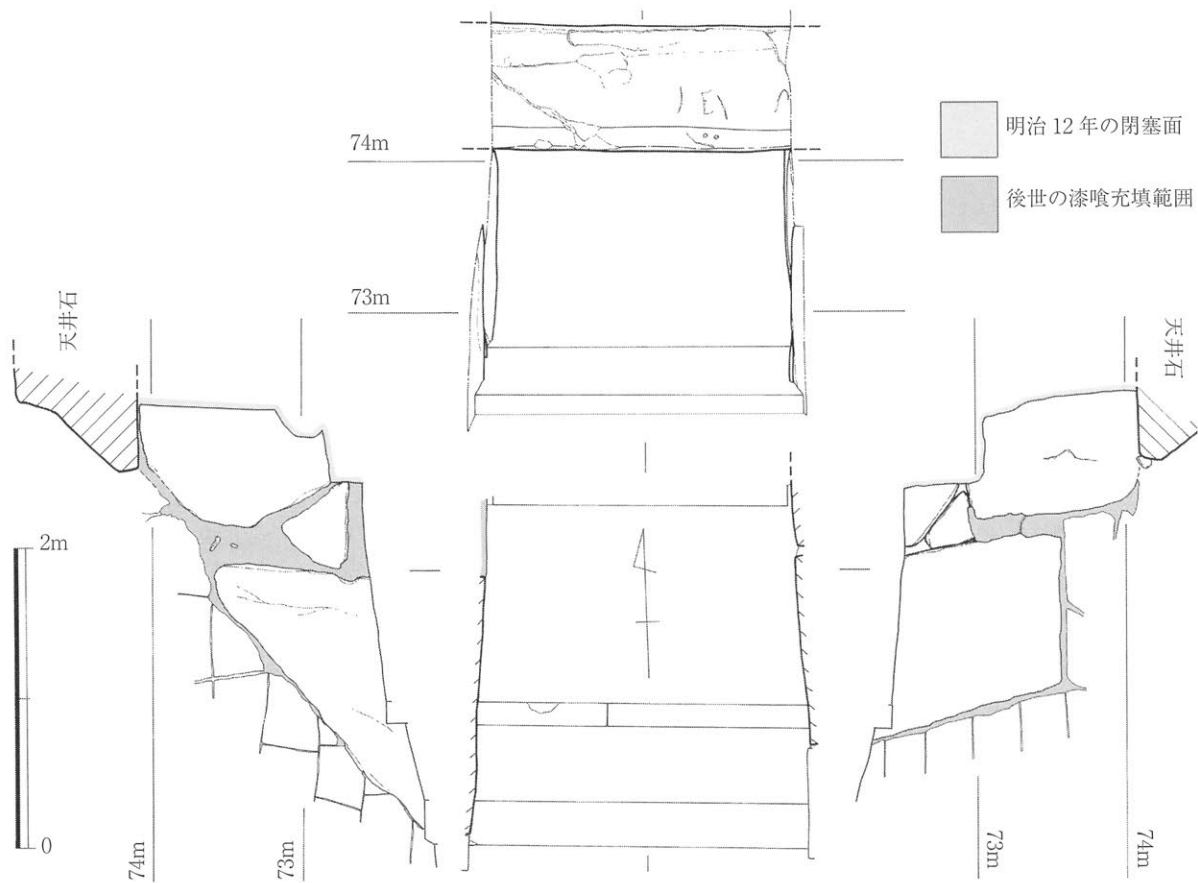
御霊屋は、墳丘の南面に石室から墳丘裾までの斜面に合わせて、東・西・北に壁が廻り3段に分けて屋根が架けられている(上段・中段・下段と呼称)。屋根は上段・中段が切妻の瓦葺で、下段は唐破風で檜皮葺の構造となっている。

(1) 石室の現況

石室に関する記録について 本墓の石室は、明治12年に閉塞されるまで開口していたため、石室内部に關して幾つかの記録が残っている。また、石室内には石棺・棺台など3基が設置されているとされ、具体的な数値も含め内部の状況が記録されているが、現在は確認ができないため、本報告では棺その他内部の状況については触れない。一方、石室そのものについては、明治12年の『聖徳太子磯長墓實檢記』⁽⁵⁾(以下『實檢記』と呼称)により石室の数値や石材の数などが記されており、それに基づいて作成された梅原末治氏による推定復元図もある⁽⁶⁾。主としてこの記録をもとに、その後の研究者による検討がなされてきている。

石室の概要 本墓の石室は、主として『實檢記』に基づいた検討から、具体的には奈良県明日香村の岩屋山古墳を指標とする岩屋山式の横穴式石室(以下、単に岩屋山式石室と呼称)⁽⁷⁾である可能性の高いことが指摘されている。現状は、御霊屋の最奥部から墳丘内に延びており(第9図、図版5-3)、明治12年の石室検分の後、羨門付近を石と漆喰で閉塞している。さらにその前面は、木製扉(弘化2年に西寶寺の了證が発起人となり寄進)で閉じる構造となっている。木製扉より奥は2段の階段となり閉塞面に突き当たる。また、床面は舗装されている。よって、外側から観察が可能な範囲は、羨門付近の側壁と天井石に限られる。確認できる各石材は表面がよく磨かれ滑らかな仕上がりとなっており、記録を裏付けている。

実測図の作成 実測図はスケール1/10として、平面図・東側壁立面図・西側壁立面図・正面からの見通し図の計4面について作成した。また、実測の基準となる中軸線は、基本的に石室の主軸を意識して設定した。しかし、玄室や羨道の大半が見えないうえ、見える範囲も本来の床面が確認できないため、石室全体



第9図 磯長墓 石室羨門部実測図 (1/50)

をもとに設定した場合とは、誤差の生じる可能性が高い。よって、第9図に示す中軸線は、実測範囲のみを対象とする任意の中軸線という位置づけになることをお断りしておきたい。よって、第2図・付図1等に示した石室主軸の方向は、これをもとに仮に設定したものであり、確定したものではない。

所見 [東側壁] 長さ約2.45m分を確認できる。天井面との比高は最大約1.8mを測る。石材は南端の平行四辺形状の石材をはじめ4個が認められるが、よく研磨された切石で直立する。天井石の載る壁体は2段積みであることがわかる。上段と下段の角に生じた隙間は、きれいな三角形に加工された小形石材を用いて埋めている。また、石材と石材の間は後世の修復による漆喰で埋められているが、一部剥落しているため状況が観察できる箇所もある(図版6-3)。わずかな隙間は認められるものの、基本的には石材どうしが密着している状況がよくわかる。

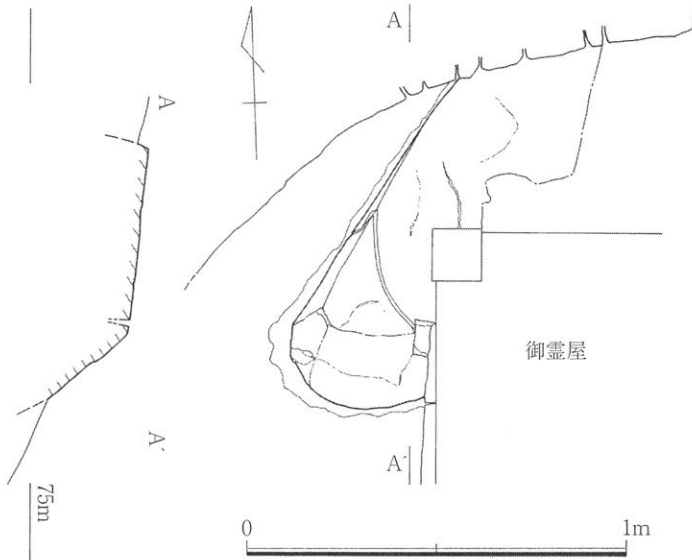
[西側壁] 現状で長さ約2.85m分を確認できる。天井面との比高は最大約1.9mを測る。石材は南端にある大形三角形石材をはじめ3個が認められるが、よく研磨されており直立する。確認できる範囲では1段積みである。中央付近にある三角形石材は小さく、かつこの石材周辺は厚く漆喰で埋められているため、石材どうしの詳細な関係は不明である。

なお、この石材上方に長細い花崗岩の破片が認められるが、この破片には赤彩が確認できる。

[天井石] 天井石は、現状で幅約2m、奥行き約0.7m、厚さ約0.83mである。羨道の天井となる下面を丁寧磨き加工している。天井は観察できる範囲で水平であり、標高74.09mを測る。東西両側壁図で示したとおり、天井石は先端に幅0.15mほどの端面をもち、下面は先述のとおり水平に架構された天井となる。一方、上方は部分的に形状が異なるものの、約45°の角度で斜めに立ち上がる。上方の斜面部は、広い範囲で表面の剥離が見られ、一部に亀裂も生じているため、明瞭な加工痕を確認できない。しかし、本来の形状を大きく損なうものではないため、現状で天井石の断面形は屋根形を呈しているといえよう。

なお、本天井石の上面は、先述のとおり一部が御霊屋北側に露出している(第10図)。上面の高さが約75.3mであることから、本天井石の厚さは約1.2m程度と考えられる。

〔床面〕 現状で、羨道床面は御霊屋の舗装された床面に覆われており、まったく知ることができない。床面そのものに関する情報は皆無であるが、平面図や正面からの立面図を作成した結果、入口に向かって羨道幅が緩やかに広がることが判明した。その数値は西側壁北端部での幅が、2.08m、東側壁南端部での幅が2.24mである。(清喜)



第10図 磯長墓 石室天井石露出箇所実測図(1/20)

(2) 石燈籠

形状・位置・銘文等 御霊屋内の観音開

きの扉付近には、二基一対の石燈籠がある。ともに、平面六角形のいわゆる春日燈籠と称されるもので、花崗岩を使用している。以下、便宜上、正面から見て右側を右燈籠、左側を左燈籠と称し、記述を進めることとする。

いずれも竿部に次のような銘文が刻されている。

〔右燈籠〕

寛永十七^{庚辰}年三河國足助之住人

奉寄進轉法輪寺御廟前^{常也}燈

卯月吉祥日鈴木三郎九郎重成
敬白

〔左燈籠〕

寛永廿一^{甲申}年天武州江戸之住人

奉寄進轉法輪寺御廟前^{常也}燈

五月廿二日高木善二郎源正弘
敬白

それぞれ寄進者・寄進年次も異なっているが、形状は酷似しており、保存状態も良好である。『河内名所図会』(秋里籬鳥著・丹羽桃蹊画、享和元年(1801)刊)には⁽⁸⁾、

「磯長山叡福寺聖霊院 太子村にあり。真言宗。古義一名石川寺。転法輪寺。磯長寺。御廟寺、或は上太子と称す。」

とあり、銘文に見られる「轉法輪寺」は叡福寺の別名であることが知られる。つまり、二基の燈籠は聖徳太子墓の墓前に献燈されたことは明白といえよう。

このことをふまえて、まずは銘文中の人物、鈴木重成と高木正弘について、見ていきたい。この二人はいずれも『寛政重修諸家譜』にその名を見ることができる。

鈴木重成は徳川家譜代の家臣であり、家康・秀忠に仕えた。兄二人(長男は思想家鈴木正三)が別家していたため、元和6年(1620)父重次から家督を譲られ、もとの200石とあわせて計700石を三河に知行した。銘文にある寛永17年(1640)の一年後の寛永18年には、天領となった天草の代官に任じられ、天草の乱後の処理に当たるとともに、石高の大幅軽減を陳情した。しかし、幕府はこの陳情を取り上げることはなかった。承応2年(1653)、江戸へのぼり、老中に直接島民の実情を訴え嘆願し、ついには將軍への上表文を書き残し、同年10月に切腹した。天草の郡内には重成を祀る鈴木神社が建立され、名代官として長く追慕される存在となったのである。

一方の高木家は元和9年(1623)、初代正次の時に河内丹南郡に封ぜられ、一万石を領して明治維新に至った。燈籠の寄進者正弘は正次の孫にあたり、寛永12年(1635)、父正成の死去により第三代藩主となった。高木家は叡福寺近在の領主であり、正弘の燈籠寄進のことからみても丹南郡領有以来、叡福寺の有力な庇護

者であった、と考えられる。前述の『河内名所図会』にも、

「上御殿(中略)此堂の再興は、元禄元年、高木主水といふ人、寄付せられし也。其外、回廊、二天門、鐘楼等も俱に再興に速ふ。」

とある。高木家は代々主水正を称しており、この高木主水は第6代藩主正陳にあたる。高木家の墓所が磯長墓の背後にあるのも、叡福寺との密接な関係を示すものであろう。また、高木家は叡福寺以外にも、来迎寺や丹南天満宮などの丹南の寺社に、手厚い保護を加えていることにも注意しておきたい。

なお、燈籠銘に「武州江戸之住人」とあるのは、領地に帰ることが少なく、ほとんどが江戸詰めであったがためであろう。

沿革等 『河内名所図会』には、他にも次のような注目すべき記述がある。

「御墓山(中略)是を三骨一廟と号す。廟前に廊ありて次第に昇る。金銅の獅子常燈明あり。廟中、諸人拝覧を許さず。寺僧、廟中へ入る時は、申の刻より燭を転じ、礼堂の廊に入る事六間斗、是より廟窟を拝す。僅に一燈の光なれば、廟中鮮に見る事能はず。」

ここの「廟」は御墓の横穴式石室の羨道と玄室のことであり、「廟前」の「廊」が現在の御霊屋の内部に相当する。つまり、廊を通り羨道の入口(羨門)までは自由に行くことができたと思われ、廊については、『河内名所図会』に挿絵があり、吹抜けのようにも見える。床の存在等については明らかにしえない。ちなみに、御霊屋が現在の形状となったのは、天保15年(弘化元・1844)である⁽⁹⁾。

このように見てくると、当初燈籠の置かれた位置は、その形状や寄進者の身分から考えても、御墓にもっとも近いところ、つまり当時の廊の中(現在の御霊屋内)であったと見なすことが妥当と考えられる。燈籠に、風雨などによる損耗の痕跡がなく、保存状態も良好であることも、このことを傍証するものであろう。もちろん、廊の前面等に建てられていた可能性は皆無ではないが、天保15年に御霊屋を造営した際には、現在の位置に据えられたものと思われるのである。燈籠の基礎部が御霊屋床面の形状に沿い、斜め半分が埋没していることも付記しておきたい。

『河内名所図会』の挿絵には、墓前の結界石の前面に一基(東側は不明)の燈籠が記されている。現在、この位置には「常夜燈」・「延享三年歳次丙寅之春」(1746年)・「浪華古森勘蔵忠福謹立」の銘を刻する燈籠がある。挿絵の描かれた享和元年(1801)以前の年号であり、そのまま現在に至っているかとも考えられるが、確認は困難である。

なお、『河内名所図会』に記された「獅子常燈明」がこの石燈籠を指すことも疑われるが、以下の理由により首肯しがたい。つまり、i)獅子常燈明は金銅製とされている、ii)御霊屋の奥扉の前に燈籠を吊った鎖があり、御墓の治定の翌明治9年(1876)に釣燈籠を叡福寺に下賜している⁽¹⁰⁾、ことなどによる。ただし、『河内名所図会』の挿絵は享和元年以前の状態を示すものであり、御霊屋内の奥扉が西寶寺(大阪府堺市南野田)了證を發起人として、奉讃講中世話方より寄進されたのは、弘化2年(1845)のことである。そのためには、『河内名所図会』にある獅子常燈明が奥扉寄進時にも再利用されたことを別途証する必要もあろう。

最後に以下の2点について、追記しておきたい。

ア) 磯長墓前およびその周廻道には、寛永・延宝・貞享・元禄・享保・延享などの銘のある燈籠が約十基点在している。それらの寄進者は、天王寺やその他僧俗の一般人である。形状等をみても、(一回り小振りの)平面四角形のものである。

イ) 本項目を草するにあたっては、『磯長墓石燈籠に関する調査指令及調査報告の件』(昭和35年、陵墓課保管)に拠るところが多いことを明記しておく。(福尾)

(3)棟札

平成17年度に、下段の腐朽した檜皮葺を中心として、屋根を全面的に改修するための工事が行われ、併せて上段・中段の瓦葺も撤去のうえ葺き直された。その際、建築部材の幾つかに、釘で棟札が打ち付けられていることが判明した(図版7)。

位置 棟札は、3段のうち下段の化粧棟木に2箇所(棟札①・②)、中段の梁に1箇所(棟札③)、東に2

箇所(棟札④・⑤)の合計5箇所について確認できる。上段には認められない。

大きさと形状 それぞれの形状・大きさは以下のとおりである。

棟札① 長さ141cm、幅11cm、厚さ0.7cm 3枚の長方形板で構成。

棟札② 長さ33.5cm、幅14.5cm、厚さ1cm 1枚の長方形板 四辺を面取り。

棟札③ 長さ38.3cm、幅10.7cm、厚さ0.6cm 2枚の長方形板で構成。

棟札④ 長さ72.5cm、幅12.8cm、厚さ1cm 1枚の長方形板

棟札⑤ 長さ77cm、幅15.6cm、厚さ0.8cm 1枚の長方形板 頂部は山形。

内容 各棟札に書かれた内容の概略は、以下のとおりである。

棟札① 大坂盗(?)屋町筋坂本町(現在の大阪市西区京町堀2丁目)兵庫屋萬兵衛と大坂京町堀三丁目(現在の大阪市西区京町堀1丁目)谷川屋亀太郎の名前が見られ、先祖の名・戒名、没年等を列挙していることから、先祖供養も兼ねた棟札と考えられる。

棟札② 山田屋長兵衛による棟札で、戒名などを記すことから、①同様先祖供養を兼ねたものと考えられる。年月日など具体的なことは記されていないため、時期を含め詳細は不明である。

棟札③ ①に名前が挙がる谷川屋亀太郎による棟札で、①同様、先祖供養を兼ねたものと考えられる。

棟札④ 「本願寺御門跡御造営」と一際大きな字で書かれている。納めた年月は「弘化第四未丁季春」であり、現在の大阪府堺市東野田にあった西寶寺によるものである。

棟札⑤ 頂部が山形にカットされており、表側最上部に鏤字、その下に経文、最下部に造営に関わった工匠名等が、東福院法印玄興により記されている。裏側には「弘化四未丁年三月」とあり、棟札④と同じ時期を示す。また、年月の下には最少でも3名の名前が記されており、そのうち「聖光明院玄信」「花藏院覺法」の2人までが読み取れる。

所見 【年号】 今回確認した棟札に記された年号は以下のとおりである。

棟札①〔兵庫屋萬兵衛・谷川屋亀太郎の先祖の没年〕 宝暦4年(1754)、寛政6年(1794)・同11年(1799)、享和2年(1802)・同3年(1803)、文政2年(1819)・同4年(1821)・同6年(1823)・同7年(1824)・同10年(1827)、天保13年(1842)

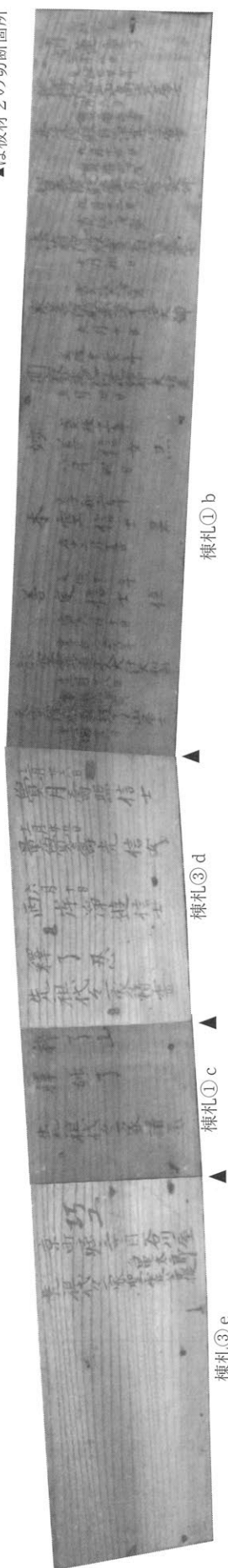
棟札④・⑤〔「御造営」の年〕 弘化4年(1847)

棟札①・③は、納めた年月日の記載はないが、もっとも新しい年である天保13年以降のものであることはわかる。納めた契機としては「御廟殿御普請」に伴うことが記されており、御霊屋の造営が天保15年であることから、①・③はまさにこの造営にかかる棟札と考えてよい。

棟札④・⑤は、ともに弘化4年3月の記載があるため、両者が一連のものであることは間違いなく、内容からその「御造営」を契機に納められたことがわかる。これは御霊屋の造営年である天保15年に3年遅れる。

よって、棟札は②のみ年月日が確認できないため保留せざるを得ない

▲は板材2の切断箇所



第11図 磯長墓 棟札(板材2の復元による棟札部材の位置関係)

が、①・③については天保15年、④・⑤については、弘化4年にそれぞれ納められたものと考えられよう。

〔棟札①と③の関係〕 棟札①・③は、2人の工匠名が確認されたため一連のものと考えられるが、細かい部材に分かれているため、両者の関係について検討した。そのうち①は3枚(右をa、左をb、上をcとする)、③は2枚(右をd、左をeとする)で構成されているが、本来は一枚の板であったものを分割して使用した可能性がある。幸い板材の木目が明瞭に認められるため、分割箇所における木目の異同を確認することで本来の位置関係の把握を試みた(第11図)。その結果、①cは③dとeの間に入ることが判明した。さらに、③d右端部は①b左端部とつながる。これにより、「①a」(板材1)と「③e+①c+③d+①b」(板材2)という2枚にまとめることができる。そして、それぞれの長さは板材1が94.4cmで、板材2が95.2cmであることから、当初、長さ・幅・厚さが近似する2枚の板材が準備されたことがわかる。

ところで、分割された板材2における、復元された部材どうしの位置関係と表記の仕方や内容は、無関係で連続しない。これは、板材2に先に記載内容が書かれた後に分割されたのではなく、それぞれ打ち付ける位置のスペースや記載の分量に応じて、必要な大きさに分割された後に、継ぎ足すように記載したことを示すと考えられる。これは2人の工匠が同じ板材からそれぞれの棟札を切り出したことも示しており、棟札①における工匠名の並記とともに棟札①・③が同時に納められたことの証左となろう。

〔棟札⑤の特徴〕 棟札⑤は、「権大工」作事棟梁「檜皮屋」としてそれぞれ名前が挙がることから、下段の檜皮葺屋根を中心に屋根替えが行われるなど、比較的大規模な修理があったことを示唆する。しかし、天保15年の造営から経た期間が短く、その具体的な規模については不明である。また、「御造営」に関わった工匠名等を記す点は、棟札に通常の記載内容といえる。一方、板作りで頂部が山形をなす形態や、鏝字と経文の存在から「板塔婆」としての性格も持ち合わせているといえ、ひとつの特徴となっている。

なお、⑤は本来の内容としては裏面にあたる、鏝字の書かれた面が表にされて打ち付けられているが、これが当初からなのかどうかは不明である。後世の修理の際に外され、改めて打ち付ける際に表裏が逆転した可能性もあり得る。(清喜)

4 調査成果の検討

(1) 石室の規模と構造

今回実測図を作成した羨門部をもとに、石室の規模や構造について検討してみたい。現在閉塞されている石室の規模については、『實檢記』に数値の記録があり、併せて使用されている石室石材の数も記録されているので、それらをもとに梅原末治氏によって推定復元された図面がある(第12図)。

まず、『實檢記』をもとに描かれた石室の推定復元図と、今回作成した実測図との関係が問題となる。両者の位置関係によっては、推定される石室の規模(特に現存長)は大きく変わることとなる。

ここで注目したいのは、『實檢記』中にある一文である。「隧道ノ口ヲ開クレバ(以下省略)」とあり、そこに何らかの開閉する施設があることを示す。これは、先述の天井石南端に接して弘化2年に設けられた木製扉と考えられ、『實檢記』に挙がる数値の基点が木製扉、言い換えれば、ほぼ天井石の南端付近にあることを指すと考えられる。

よって、梅原氏の推定復元図の羨門部天井石先端と今回実測した天井石南端が一致すると理解し得る。また、このことにより木製扉より南側の側壁(今回の調査で実測した範囲)は、記録に挙がらなかったと考えられる⁽¹¹⁾。

第2図や付図1に示した石室の規模や位置は、上記のような理解のもとに推定したものであるが、この推定が妥当かどうか、以下に、墳丘の規模や構造とも絡めつつ検討を加えたい。

若干のずれはあると考えられるが、今回の実測図作成範囲から得られた数値と『實檢記』の数値(第12図参照)を合成した結果、推定される羨道の長さは、現状で東壁約9.2m、西壁約9.7mとなる。玄室長が1丈8尺(約5.45m)であることから、推定される石室現存長は、東壁で約14.65m、西壁で約15.15mとなる。

次に、構造上の特徴についてみておきたい。今回の石室実測で得られた所見として、以下の4点が挙げら

れよう。

- ① 壁面が丁寧に磨かれた花崗岩の切石である。
- ② 平面図で明らかなおと、石室入口に向かって側壁が緩やかに開く。
- ③ 天井石の先端部断面が、屋根状に加工されている。
- ④ 東壁に関しては、天井石を支える側壁が、1段ではなく2段で築かれている。

注目すべき点は、これらの特徴のいずれもが岩屋山式石室、中でも指標となった岩屋山古墳や同一規格とされるムネサカ第1号墳の石室と一致することである⁽¹²⁾。実測範囲は狭いものの、細部においても岩屋山式石室との共通点が見いだせることは非常に興味深い。当面、石室に関する大半の情報は過去の記録に頼らざるを得ないが、今回得られた所見は、これまでの石室に関する研究成果を補強するものと言えよう。

なお、岩屋山式石室の範疇に含まれる可能性が高いことを踏まえて、再度石室の規模について触れておきたい。より長く残る西側壁の現存長を約 15.15 m と推測したが、この最南端の石材が本来の端であったかどうかは、現状では確認できない。さらに、岩屋山古墳などは屋根形の断面をもつ天井石よりも、かなり外側に側壁が延びていることから、本墓についても同様の構造だった可能性は否定できない。推測の域を出るものではないが、あと 1～2 石分南に延びると、推定される全長は 16 m を超えてくると考えられ、岩屋山古墳の石室全長とされる 16.8 m に近い規模になる可能性のあることに注意しておきたい。

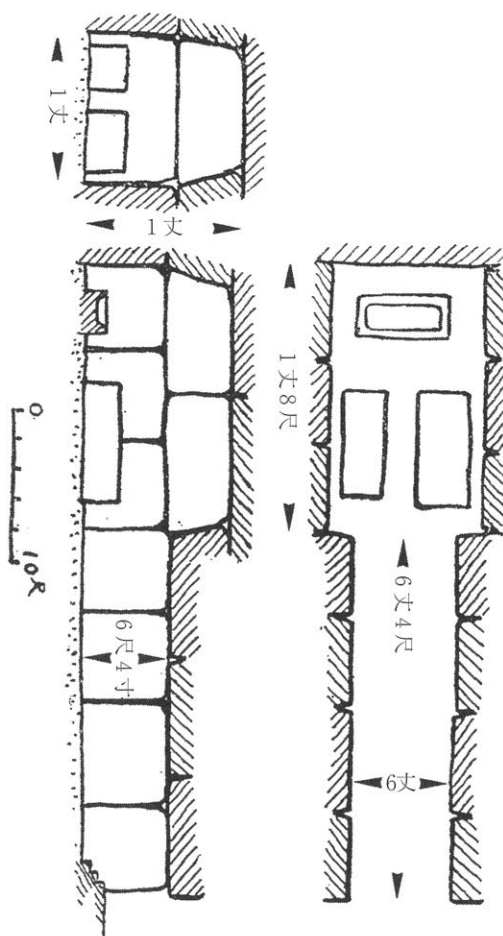
(2) 墳丘の規模と構造

新たな測量図に基づいた墳丘の所見は既に述べたとおりである。また、石室についても羨門付近のわずかな範囲ではあるが、実測を行ったことで平面上の位置と高さが確定し、従来から指摘されている岩屋山式石室の諸特徴を認め得ることが判明した。これにより、『實検記』における計測値について、精度も含めた再検討ができると同時に、墳丘構造と石室の関係など新たな議論が可能になった部分もあろう。以下、上記のことを踏まえつつ、墳丘と石室の位置関係について検討を加え、その後、墳丘構造に触れておきたい。

石室の平面上の位置 推定される石室の現存長は先述のとおりである。梅原氏の推定復元図と、平面上の位置が確定している今回の羨門部実測図を合成したものを墳丘測量図内に位置づけたものが、第2図及び付図1である。

その結果、一見して玄室奥壁が墳丘第3段のほぼ中心、墳丘最高所の直下付近に位置するらしいことを指摘できる。岩屋山古墳なども墳丘中心に玄室奥壁が位置することから考えて、石室現存長の推定復元に大きな誤りはないであろうことが、同時に推察される。

石室の立面上の位置 まず、今回の調査で羨道部の天井が標高 74.09 m であることがわかっている。この数値と『實検記』に挙がる羨道の高さの数値(6尺4寸、約 1.94 m)から、床面の高さは標高約 72.15 m と考えられる。さらに、玄室の天井は、床面高 + 1 丈(約 3.03 m)で、標高約 75.18 m と考えられる。次に、これら



第12図 磯長墓 石室推定復元図

〔梅原末氏による。註(6)文献から引用。一部改変〕

の高さが墳丘とどのような関係にあるかを検討したい。

今回の測量図の作成にあたり、墳丘を踏査したところ、不明瞭な範囲はあるものの2段分のテラス面を確認し、これは新たな測量図でも等高線間隔の開きとして明瞭に現れている(第2図・付図1)。このテラス面の高さを改めて確認すると、現状で第1段テラス面が標高72m前後、第2段テラス面が標高74.5m～75m前後に存すると考えられる。これを、推定される石室の各標高と対照すると、まず第1段テラス面と石室の推定床面が一致することを挙げられる。さらに、第2段テラス面は、羨道の天井と玄室の天井の間あたりの高さになるであろうことがわかる。これは、墳丘第1段を築成した平坦面を床面として石室の構築が始まり、墳丘第2段が築成された段階で、石室は少なくとも羨道部天井石の架構を終了していた可能性を示すと考えられよう。石室は、おおむね墳丘第2段の中に構築されていると考えられる。

このように、墳丘テラス面と石室の床面・天井石の各標高は有意な関係にあると判断できる。これは、同時に墳丘テラス面が、本墓築造当初の状況を反映していることを示しているといえよう。

よって、石室は第1段テラス面に開口していたと考えられる。

玄室天井石架構の後、墳丘第3段が築成され墳丘は完成に至るが、テラス面についてももう少し検討したい。第2段テラス面の標高が74.5m～75m前後であることは先に触れたが、この高さを北に延長していくと、第2図・付図1の墳丘縦断面図を見るとわかるとおり、現在墳丘を廻る周回路の最高所付近(標高約74.5m)とほぼ同じ高さになることがわかる。また、本墓の墳丘はいわゆる「山寄せ」であることが認識されている。周回路は背後の地形と墳丘の境をなす造成面を利用して造られたと考えられるが、その高さ第2段テラス面の高さがほぼ同じであることは、第2段テラス面が背後の造成面と一致するか近い位置で完周していた可能性を示唆する。ただし、中段結界石保存処理に伴う調査で、ほぼ南北主軸上に設定された第5トレンチの中段結界石列直下で地山を検出している⁽¹³⁾。その高さは第2段テラス面より高く、さらに墳丘第3段の北側斜面は現状の傾斜が約20°程度であり、もっと急な角度を想定しても、地山検出面と墳丘斜面、及びテラス面の取り合いを見る限り、単純にテラス面が完周すると考えるわけにもいかない。

よって、墳丘第2段テラス面が墳丘北側においてどのように収束するかは、現状では決しがたい。当面、墳丘第3段は完周するとして、第2段テラス面について完周するかどうかは、テラス面が北に向かって上がり水平ではないなどの条件を考慮せざるを得ない。しかし、いずれにしても、墳丘第2段斜面以下の墳丘・テラス面については完周せず、背後の造成面に達したところで収束するするような構造が推定される。

以上の検討を通して、推定される石室の現存長や墳丘と石室の平面・立面における位置関係などが、相互に関係するという興味深い結果が得られた。石室の規模の推定には『實検記』の数値を用いていることから、今回の検討結果は『實検記』の計測精度の高さを裏付けているともいえよう。

墳丘の形態 ここまでの検討で、本墓の墳丘形態が3段築成の円墳である可能性が高いことは述べてきた。後背地との関係から、墳丘の平面形は必ずしも精美な円形ではなく、特に南北が非対称であることは疑いのないところである。

墳丘最高所付近を中心に、下段結界石を仮の裾として半径を測ると、石室主軸上(南北)で北側約18m、南側約25mとなる。一方、石室主軸と直交する方向(東西)では、東側約24m、西側約26mとなる。東西方向については、東側の最大径で測ると約25.5mとなり、東西の半径にはほとんど差がないことがわかる。このことから、平面的には多少いびつで、かつ北東の地形が高いものの、墳丘の正面観については影響がなかったと考えられる。さらに、東・西・南の半径は、ほぼ同じ数値になることから、現在の裾は不整形であるものの、本来は墳丘南半部の裾は精美な円形を呈していた可能性を考えておきたい。

墳丘の規模 ここでは、これまでに判明したことを踏まえて、墳丘の規模を推定しておきたいが、本来の裾の位置を推定させる材料はないのが現状である。2-(4)で報告した、下段結界石据え直し工事に伴う立会調査で確認された地山検出面は標高68.7mであるが、下段結界石の設置にあたって削平されている可能性が高く、本来の裾はこの高さ以上に位置したと考えられる。また、墳丘第1段斜面の傾斜は約20°ほどであるが、この角度で第1段斜面を外側に延ばした場合でも、第2段斜面長の約4.5mを大きく超えるとは

考え難い。さらに削平された地山を考慮すると、本来の裾がみかけの裾である下段結界石の設置箇所から大きく外側にある可能性は低いと見るべきであろう。これまで、本墓の墳丘は2段築成で下段が多角形と考えられることもあったが、陵墓地形図では等高線間隔が1 mであるため、特に結界石の影響で斜面の大半を失った第1段の存在を認識することが困難であったことが大きな要因といえよう。今回の調査で、明確に第1段テラス面と斜面を確認したことで、3段築成であることと、局部的には直線的に見える等高線も、全体としては円弧を描くことが判明した。

よって、本来の墳丘裾は、下段結界石による見かけの裾に近い位置と考えることができ、当面は、東西径のうち、もっとも幅広い数値である約53 mを最大として、後背地の制約で現状の南北径は約43 mであるが、それがなければ、直径約50 m程度の円墳として築造された可能性を考えておきたい。(清喜)

まとめ

これまで記述してきたことについて要点を挙げ、まとめとしたい。

墳丘 現状の平面形はいびつな楕円形を呈する、3段築成の円墳と考えられる。規模は、南北径が約43 m、東西径が約53 m前後と推定される。また、現状での最大高は約11 mを測る。墳丘最高所が北に寄っているため、南北非対称の不整形な円墳であるが、本来は、墳丘南半部が精美的な円形であったと考えられる。このような形態となったのは、いわゆる「山寄せ」であることから後背地形の制約が大きいことによるものであろう。

なお、葺石や貼石などの外表施設は確認されていない。

石室 今回の調査では、明治12年の閉塞面の外側に認められる羨門部について、実測図を作成した。『實檢記』の記録と照合した結果、石室の現存長は15 mを超えると考えられ、玄室奥壁は、ほぼ墳丘頂部の直下に位置していると考えられた。また石材の加工・形態、石室構築の諸特徴から、「岩屋山式石室」の特徴と一致することが追認された。そのほか、墳丘内での位置が確定できたことで、石室構築における墳丘テラス面との有意な関係が確認されると共に、『實檢記』の記録の精度の高さについても確認された。

結界石 下段結界石は、浄土三部経のほか、梵字、樹立等の目的、願主・施主を中心にした文字が刻まれている。願文を含め年月日を記したものは24例しかなく、享保19(1734)年がもっとも古く、宝暦12(1762)年がもっとも新しいものである。

御霊屋内〔石燈籠〕 御霊屋内には二基一対の石燈籠が建てられている。鈴木重成と高木正弘という別々の寄進者によるものであるが、形状は酷似する。保存状態がよいことから、当初は石室の前に設けられた廊の中に建てられていたと考えられる。

〔棟札〕 御霊屋の造営・修理にあたって、棟札が納められていたことが確認された。一部年代不明のものがあるが、年号から現在の御霊屋の造営年にあたる天保15年に納められたものと、弘化4年の修理の際に納められたものに分けられる。(福尾・清喜・加藤)

謝辞

本稿をなすにあたり、とりわけ下段結界石の経文等については、平成13年12月17日における現地での網干善教関西大名学教授の御教示によるところが大きい。ここに明記して感謝申し上げる次第である。

註

- (1) 山本 彰「聖徳太子磯長墓考」『関西大学考古学研究室四十周年記念 考古学論叢』、関西大学、1993年。
山本 彰「聖徳太子墓の検討」『終末期古墳と横口式石槨』、吉川弘文館、2007年。
今尾文昭「八角墳の出現と展開」『古代を考える 終末期古墳と古代国家』、吉川弘文館、2005年。
- (2) 宮内庁書陵部陵墓課「陵墓地形図の概要—序文にかえて—」『宮内庁書陵部陵墓地形図集成』、学生社、2000年。
- (3) 松葉好太郎「陵墓誌—古市部見廻区域—」、私家版、1925年。
- (4) 具体的な場所は不明であるが、明治32年(1899)に2箇所下段結界石の狂いを直したという記録がある。この石積みがその時にほどこされたものの可能性も考えられるが、そこまで新しい遺物は出土していないこと

や楠の樹齢などから総合的に判断して、下段境界石設置時のものであると考える。『書陵部紀要』第57号の報告によれば、下段境界石設置と同時に中段境界石の据直しもおこなわれており、今回の調査結果も含めて考えると、地山を削って土留めの石積みをほどこすなど、かなり大がかりな土木事業であったものと推測される。

福尾正彦ほか「聖徳太子磯長墓内「中段境界石」保存処理及び調査報告」『書陵部紀要』第57号、宮内庁書陵部、2006年。

- (5) 大澤清臣・六村中彦『聖徳太子磯長墓實檢記』、陵墓課保管：C3—335。
- (6) 梅原末治「聖徳太子磯長の御廟」『聖徳太子論纂』、平安考古会、1921年。
- (7) 白石太郎「岩屋山式の横穴式石室について」『論集 終末期古墳』、塙書房、1973年。
- (8) ここでは、『河内名所図会』（柳原書店、平成2年）を使用した。
- (9) 前掲註(3)文献。
- (10) 昭和30年代に叡福寺に確認したところ、この釣燈籠は叡福寺金堂にあったが、戦時中醸出したとのことである。
- (11) 註(6)文献の附記に、梅原氏による同様の記載がある。富岡鉄斎氏の図に関する解釈も指摘どおりであろう。ただし、木製扉より南側の側壁については記録が欠落していると考えられる。やはり、今回実測した範囲を追加した数値が推定される石室の現存長と考えられよう。
- (12) 前掲註(7)文献。
- (13) 前掲註(4)文献。